

年金給付の経過措置一覧(令和 3 年度)

生年月日	老齢基礎年金						老齢厚生年金								遺族厚生年金 経過的 寡婦加算額 (年額) (注1)		
	資格 期間	被用 年金の 加入 期間	厚年 の中 高加入 期間	加入 可能 年数	配偶者 の振替 加算の 乗率	配偶者 の振替 加算額 (年額) (注1)	定額 部分の 替替	定額部分の参考単価 単価×読替率 (注3)		報酬比例部分の乗率 (1,000分の)		(男子) 支給開 始年齢		(女子) 支給開 始年齢		配偶者 の加給 年金額 (年額) (含特別 加算) (注2)	
								単価	1,628円	総報酬制前	総報酬制後	報酬 比例 部分	定額 部分	報酬 比例 部分			定額 部分
～大正15年4月1日	旧制度の老齢年金又は通算老齢年金が支給されます。													585,700円			
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年	20年	15年	25年	1.000	224,700円	1.875	3,053円	9,500	7,308	60歳	55歳	224,700円	585,700円			
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年	〃	〃	26年	0.973	218,633円	1.817	2,958円	9,367	7,205	〃	〃	〃	555,665円			
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年	〃	〃	27年	0.947	212,791円	1.761	2,867円	9,234	7,103	〃	〃	〃	527,856円			
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年	〃	〃	28年	0.920	206,724円	1.707	2,779円	9,101	7,001	〃	〃	〃	502,032円			
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	25年	〃	〃	29年	0.893	200,657円	1.654	2,693円	8,968	6,898	〃	〃	〃	477,990円			
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	〃	〃	〃	30年	0.867	194,815円	1.603	2,610円	8,845	6,804	〃	〃	〃	455,550円			
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	〃	〃	〃	31年	0.840	188,748円	1.553	2,528円	8,712	6,702	〃	56歳	〃	434,558円			
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	〃	〃	〃	32年	0.813	182,681円	1.505	2,450円	8,588	6,606	〃	〃	〃	414,878円			
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	〃	〃	〃	33年	0.787	176,839円	1.458	2,374円	8,465	6,512	〃	57歳	257,900円	396,391円			
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	〃	〃	〃	34年	0.760	170,772円	1.413	2,300円	8,351	6,424	〃	〃	〃	378,991円			
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	〃	〃	〃	35年	0.733	164,705円	1.369	2,229円	8,227	6,328	〃	58歳	〃	362,586円			
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	〃	〃	〃	36年	0.707	158,863円	1.327	2,160円	8,113	6,241	〃	〃	〃	347,092円			
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	〃	〃	〃	37年	0.680	152,796円	1.286	2,094円	7,990	6,146	〃	59歳	〃	332,435円			
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	〃	〃	〃	38年	0.653	146,729円	1.246	2,028円	7,876	6,058	〃	〃	〃	318,550円			
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	〃	〃	〃	39年	0.627	140,887円	1.208	1,967円	7,771	5,978	〃	60歳	291,000円	305,377円			
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	〃	〃	〃	40年	0.600	134,820円	1.170	1,905円	7,657	5,890	60歳	61歳	〃	324,200円	292,862円		
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.573	128,753円	1.134	1,846円	7,543	5,802	〃	〃	〃	357,300円	273,340円		
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.547	122,911円	1.099	1,789円	7,439	5,722	〃	62歳	〃	390,500円	253,817円		
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.520	116,844円	1.065	1,734円	7,334	5,642	〃	〃	〃	〃	234,295円		
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.493	110,777円	1.032	1,680円	7,230	5,562	〃	63歳	〃	〃	214,772円		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	〃	〃	〃	〃	0.467	104,935円	1.000	1,628円	7,125	5,481	〃	〃	60歳	61歳	〃	195,250円	
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	〃	〃	16年	〃	0.440	98,868円	〃	〃	〃	〃	〃	64歳	〃	〃	〃	175,727円	
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	〃	〃	17年	〃	0.413	92,801円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	62歳	〃	〃	156,205円	
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	〃	〃	18年	〃	0.387	86,959円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	136,682円	
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	〃	〃	19年	〃	0.360	80,892円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	63歳	〃	117,160円	
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	〃	〃	—	〃	0.333	74,825円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	〃	〃	97,637円	
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	〃	21年	—	〃	0.307	68,983円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	64歳	〃	78,115円	
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	〃	22年	—	〃	0.280	62,916円	〃	〃	〃	〃	61歳	—	〃	〃	〃	58,592円	
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	〃	23年	—	〃	0.253	56,849円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	39,070円	
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	〃	24年	—	〃	0.227	51,007円	〃	〃	〃	〃	62歳	—	〃	—	〃	19,547円	
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	〃	—	—	〃	0.200	44,940円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—	
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	〃	—	—	〃	0.173	38,873円	〃	〃	〃	〃	63歳	—	〃	—	〃	—	
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	〃	—	—	〃	0.147	33,031円	〃	〃	〃	〃	〃	—	61歳	—	〃	—	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	〃	—	—	〃	0.120	26,964円	〃	〃	〃	〃	64歳	—	〃	—	〃	—	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	〃	—	—	〃	0.093	20,897円	〃	〃	〃	〃	〃	—	62歳	—	〃	—	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	〃	—	—	〃	0.067	15,055円	〃	〃	〃	〃	65歳	—	〃	—	〃	—	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,055円	〃	〃	〃	〃	〃	—	63歳	—	〃	—	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,055円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,055円	〃	〃	〃	〃	〃	—	64歳	—	〃	—	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	〃	—	—	〃	〃	15,055円	〃	〃	〃	〃	〃	—	〃	—	〃	—	
昭和41年4月2日～	〃	—	—	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	—	65歳	—	〃	—	

(注1) 老齢基礎年金の配偶者「振替加算額」と遺族厚生年金の「経過的寡婦加算額」欄は配偶者の年齢のみです。

(注2) 老齢厚生年金の「配偶者の加給年金額」欄のうち、昭和9年4月2日以降は、配偶者特別加算を加えた額となります。

(注3) 老齢厚生年金の「定額部分の参考単価」欄は1円未満を四捨五入します。

単価1,628円は平成16年改正後の額1,628円に改定率(令和3年度は1.000)を乗じた額。